

子ども・子育て支援事業の実施

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業の実施量の見込みと確保方策を定め、計画的な事業推進と体制の確保を図ります。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■教育・保育の量の見込み(利用数)

計画年度 及び 認定区分	1年目 (R7)					2年目 (R8)					3年目 (R9)					4年目 (R10)					5年目 (R11)				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	55	378	106	100	46	55	375	100	93	43	54	368	99	91	40	54	366	99	90	40	53	364	99	89	40
②確保の内容 (提供量)	120	566	153	126	70	120	566	153	126	70	120	566	153	126	70	120	566	153	126	70	120	566	153	126	70
過不足分:②-①	65	188	47	26	24	65	191	53	33	27	66	198	54	35	30	66	200	54	36	30	67	202	54	37	30

※認定区分のうち「1号」は、満3歳以上で就学前の保育の必要がない児童を指し、「2号」は満3歳以上で、「3号」は満3歳未満で、保育の必要性があると認定された児童を指します。

■確保方策(提供量)

必要利用定員総数に対する提供量は、市全域において、各認定とも「認定こども園」、「幼稚園」、「保育園」、「地域型保育」などにより確保できる見通しです。

子育てに関する相談窓口

教育相談	家庭教育相談から不登校、いじめなどの教育相談など お気軽にご相談ください。	月曜日～金曜日 (祝日、お盆、年末年始を除く) 午前9時～午後4時	胎内市教育相談センター 電話番号:43-3500
子ども 家庭相談	子育てに関する相談、 児童虐待に関する相談を 受け付けています。	月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	健康づくり課子育て応援係 電話番号:43-0304 ※緊急を要する児童虐待通告は 全国共通ダイヤル(189)または警察へ
子育て相談	妊娠期から子育て世帯を対象に、 相談を受け付けています。	月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	胎内市こども家庭センター 電話番号:44-8680
こころと ことばの相談	就学前の子どもの、ことば、発達に ついての相談を受け付けています。 お気軽にご相談ください。	月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	子どものこころとことばの相談室 電話番号:43-2584
児童虐待相談	児童虐待に関する相談を 受け付けています。	24時間対応	児童相談所全国共通ダイヤル 電話番号:189

令和7年3月発行

胎内市 こども支援課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

電話番号(0254)43-6111 FAX(0254)43-6200 E-mail:hoiku@city.tainai.lg.jp

計画の本編などの詳細は胎内市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.tainai.niigata.jp/>



第三期 胎内市子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

令和7年度 ～ 令和11年度
(2025年度 ～ 2029年度)

～ 自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内” ～

「胎内市子ども・子育て支援事業計画」
って、どんな計画なの？



子育て支援施策の推進と、すべての子どもが健やかに成長
できる社会を実現することを目的とした計画になります。



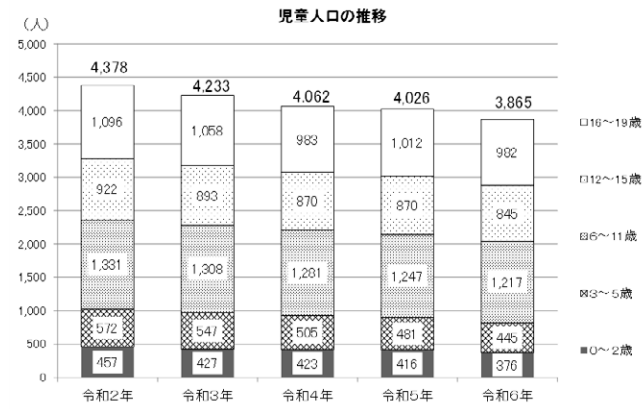
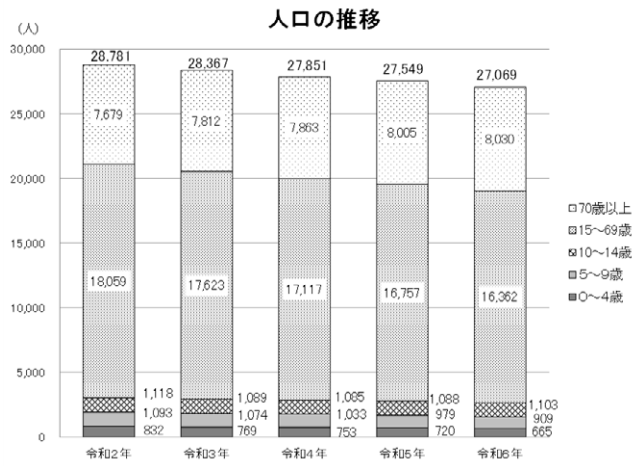
どうして、今、計画を作ったの？

現在の計画が令和6年度末で終了することから、子どもと
子育て全般に対する支援をさらに発展させていくために、
新たな計画を策定しました。



令和7年3月
胎内市

現状と課題



市全体の人口の推移と子ども人口

- ◆ゆるやかですが、確実に人口が減少傾向です。(グラフ)
- ◆併せて、児童の人口も減少しています。(グラフ)
- ◆直近(R4)の合計特殊出生率が、全国・県平均を下回りました。

子ども・子育て支援ニーズ調査結果

- ◆認定こども園の利用ニーズがますます高まっています。
- ◆放課後児童クラブの利用希望が依然として高い傾向にあります。
- ◆少子化対策として、「職場の理解と環境整備」がトップでした。

子どもの生活状況調査結果(子どもの貧困に関する調査)

- ◆調査の回答者のうち、約20%が「生活困難層」であることが判明。
- ◆衣服・食料の購入で困った経験がある方が約20%～約30%。
- ◆子どもにおこづかいを渡せなかった方が約20%。

子育て支援事業の主な課題

- ◆母親の高就労率を鑑み、一時預かり等の更なる充実が必要です。
- ◆出産や子育てにかかる経済的支援の充実が期待されています。
- ◆仕事と育児を両立させるための職場環境の改善が必要です。

計画の基本的な考え方

■基本理念

親・子・地域が手をつなぎ、
すべての人が安心して健やかに子どもを産み育てることができる、
活力と希望に満ちた魅力あるまち
「たいない」

不変的な価値観です

■基本目標

安心して子どもを産み育てることができる
環境づくり

- (1) 母子保健等の充実
- (2) 3歳未満児保育の確保
- (3) 情報提供・相談体制の充実

一人一人の子どもの心豊かな成長を育む
環境づくり

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 放課後児童健全育成の推進

子育て家庭を地域みんなで支える
環境づくり

- (1) 地域での子育て支援の充実
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

■施策

子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業	内 容	対 象
①利用者支援事業	子育て家庭に対し、支援情報の提供や相談対応を行い、関係機関と連携・調整する事業です。	妊産婦・子育て世帯・お子さん
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターなどで、親子交流や育児相談、子育てサークル活動の支援を行います。	就学前のお子さんと保護者
③妊婦健康診査事業	妊娠・出産から子育て期までの支援として、妊婦健康診費用を助成します。	妊婦
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て情報を提供します。	生後2～3か月の乳児のいるご家庭
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な支援を行います。	養育の支援が必要なご家庭
⑥子育て短期支援事業(未実施)	保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。	生後4か月から小学生のお子さん
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	仕事と家庭の両立を支援するために、「育児の援助を受けたい者」と「援助を行いたい者」を会員組織として、育児支援を行います。	生後4か月から就学前のお子さん
⑧一時預かり事業	さまざまな理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、認定こども園や保育園において、一時的に預かる事業です。	生後4か月から就学前のお子さん
⑨延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の要望に応えるため、8時間の開所時間を超えて保育を行います。	就学前のお子さん
⑩病児・病後児保育事業	保護者の就労等の理由で、病気または病気の回復期にあるため、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。	生後6か月から小学生のお子さん
⑪放課後児童健全育成事業(なかよしクラブ)	放課後児童支援員を配置して適切な遊び、生活の場を与え、児童の安全と健全な育成を図ります。	小学生のお子さん
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、給食の費用、日用品、文房具等の購入に要する費用等について、費用の一部を補助する事業です。	満3歳以上の就学前のお子さん
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、施設等の設置、運営を促進するための事業です。	事業者
⑭こども誰でも通園制度	0歳6か月から2歳までの未就園児を対象として、親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができる事業です。	0歳6か月から2歳までの未就園児
⑮子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	子育て家庭や妊産婦等がいる家庭
⑯児童育成支援拠点事業(こども第三の居場所)	心理的安全性が担保された居場所(第三の居場所)を提供し、学習支援や体験活動等により人や社会と関わる力、社会で生き抜く力を育む事業です。	様々な困りごとを抱えている児童・生徒及びその家庭
⑰親子の絆づくり支援事業(親子関係形成支援事業)	保護者に対するペアレント・トレーニング等の実施や保護者同士の情報交換の場の設置等を通して、健全な親子関係の形成に向けた支援事業です。	子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者
⑱妊産婦等相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)	妊産婦等に寄添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援事業です。	妊産婦
⑲産後ケア事業	母親の心身のケアや育児指導を実施することにより、安心して子育てができるよう支援する事業です。	産後1年を経過しない産婦及びその乳児
⑳医療的ケア児保育支援事業	保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る事業です。	日常生活を営むために医療を要する児童

お問い合わせ先：胎内市 こども支援課 電話番号(0254)43-6111